(3)　評価員の氏名の変更

変更前	斎川　進
変更後	笹川　文隆、猪　正則

(4)　変更年月日
平成二十五年二月一日

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
塩尻市大字贄川字橋向二二五二番八から同市大字贄川字桃岡二一九四番二まで	前	一七・四五～三一・二二メートル
	後	一九・二一～二八・六四メートル
		〇・〇六五キロメートル
		〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	塩尻市大字贄川字橋向二二五二番八から同市大字贄川字桃岡二一八九番一まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十五日

○中部地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中部地方整備局告示第十三号名古屋都市計画道路事業
三・四・三百八号東山岩藤線
三　事業施行期間　自平成十六年一月二十九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十五年三月十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

名称　淀川河川公園
位置　大阪府摂津市鳥飼下及び鳥飼中地先
区域　別紙図面のとおり（略）
（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十五年三月十五日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前 D	二五・五〇～七〇・三〇メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 C	二九・五〇～三八・二〇メートル	
	前 B	二四・〇〇～五四・二〇メートル	
	前 A	七・七七～二八・二〇メートル	
	後 D	二五・五〇～九〇・一二メートル	
	後 C	二九・五〇～三八・二〇メートル	
	後 B	二四・〇〇～五四・二〇メートル	
	後 A	七・七七～二八・二〇メートル	
		四・六四三キロメートル	
		二・一二〇キロメートル	
		一〇・九四四キロメートル	
		一・六四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号	神戸市西区神出町北字道ノ下三八番から同市西区神出町小束野字廣澤五三番一七三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十六日十五時

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字呼坂字中勝間一二六〇番二地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十五日

○四国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日

四国地方整備局長　川﨑　正彦